

インバウンド向けガイドブック等制作・増刷業務 公募型プロポーザル仕様書

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、インバウンド向けガイドブック等制作・増刷業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他郡山市（以下「本市」という。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 本業務の目的

本市において、令和5年度から令和6年度にかけて、インバウンドの受入環境の充実及び誘客に向けたプロモーションのため、各種ガイドブックを制作してきたところであり、その既存の開度ブックの増刷及び不足している情報へアプローチして、より多くのインバウンド旅行者を本市に誘客することを目的に本業務を実施する。

3 提案の留意事項

- （1）本市のインバウンド誘客の対象地域は、「台湾」及び「タイ」とする。
- （2）提案上限金額の範囲内で、独自の有効な誘客施策の提案を実施することができる。

第2 委託業務の概要

- 1 KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（タイ語）の翻訳及び印刷
- 2 本市に不足するパンフレットの制作又は増刷
- 3 事業報告書の作成

第3 委託業務の内容・要求水準等

本業務においての提案に当たっては、既存パンフレットの内容及び在庫（下表）を参照して提案すること。なお、これらの外、本事業の目的等を踏まえ、有意義であると考えられる内容については、提案すること。本業務を通した KPI についても企画提案書内に記載すること。

令和7年3月1日現在

作成年度	タイトル（言語）	概要	仕様	在庫数 （冊）
令和5年度	OFF in BLUE（日本語）	サイクルツーリズムに特化したパンフレット	A5/計 10P（表紙観音折）マットコート 90kg	3,722
	OFF in BLUE（英語）	〃	〃	4,194
	KORIYAMA BEAT（日本語）	人とストーリーに着目したパンフレット	B5/計 40P/マット紙/フルカラー	743
	KORIYAMA BEAT（英語）	〃	〃	264

	KORIYAMA BEAT ダイジェスト版（英語）	上記のダイジェスト版	A3 仕上り A5/十字 折/マット紙フルカラー	473
	KORIYAMA BEAT ダイジェスト版（繁体）	〃	〃	743
	KORIYAMA BEAT ダイジェスト版（タイ）	〃	〃	0
	KORIYAMA BEAT ダイジェスト版（ベトナム）	〃	〃	121
令和 6 年度	KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（日本語）	モデルルートを記載し た市全体のパンフレット	A4/計 20P/マット 90 kg/両面 4 色	5, 000
	KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（英語）	〃	〃	3, 000
	KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（繁体）	〃	〃	3, 000

1 KORİYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（タイ語）の翻訳及び印刷

以下のとおり、KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（タイ語）の翻訳及び印刷を実施すること。

（1）タイ語への簡易編集・翻訳

ア 令和 6 年度に制作した「KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK」のタイ語版を制作すること。

イ 「KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK」の AI データは本市より提供する。

ウ 原稿の翻訳を行い、翻訳に合わせた簡易的な編集を実施すること。

なお、日本語を直訳するのではなく、情報に関する対象言語圏でのニーズを把握し、統一性を保ちながら補助情報を組み込み、翻訳を行うこと。また必ずネイティブチェックを行い、制度を高めること。翻訳の方法については、企画提案書内に記載すること。

（2）印刷

ア 令和 6 年度に作成したものと同様の規格とすること。

イ 印刷部数は、提案すること。最低 1,000 部以上とし、企画提案書内に記載すること。

（3）デジタル版の制作

ア 令和 6 年度に作成したものと同様の規格とすること。

次の URL を参照すること。（<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/120/104222.html>）

2 本市に不足するパンフレットの制作又は増刷

既存パンフレットの内容及び在庫を確認の上、本市のインバウンド推進において不足しているパンフレットを新たに提案又は増刷の提案を行い、実施すること。

（1）不足している情報について、企画提案書内に記載すること。

（2）不足している情報を補うための提案を企画提案書内に記載すること。

（3）新たに制作する場合、既存パンフレットを増刷する場合のいずれであっても、部数・品質・言語等の詳細について、企画提案書内に記載すること。

（4）既存パンフレットについては、AI データを本市より提供する。

3 事業報告書の作成

業務の成果がわかるよう実施報告書を作成すること。また、報告書内には、本市が今後実施すべき取り組みを記載すること。

第3 成果品

1 完了検査

実施報告書を提出し、完了検査を受けること。成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾なしに使用、公表してはならない。

No	成果品	部数 形態	提出 期限
1	KORIYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（タイ語）	1,000 部以上 AI データ	令和8年3月20日
2	デジタル版 KORİYAMA TRAVEL GUIDE BOOK（タイ語）	デジタル版 データ	
3	提案した新たなパンフレット又は増刷した既存パンフレット	提案部数以上 AI データ	

2 実施報告書の規格及び提出先

- （1）原則、A4版、縦型、横書きとし、PDF 及び PDF 以外の加工可能な電子データで提出すること。
- （2）提出先は、郡山市産業観光部観光政策課（郡山市役所西庁舎4階）とする。
- （3）その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。

第4 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。
なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 本業務の実施に当たっては、本市と十分な協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。
また、本市に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 4 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 5 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 6 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

- 7 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- 8 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- 9 「郡山市産業観光部観光政策課（郡山市役所西庁舎4階）」は、令和7年4月1日以降、「郡山市文化スポーツ観光部観光政策課（郡山市役所本庁舎5階）」と読み替えるものとする。